5　その他
⑴　第１号５⑴に同じ。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　第１号５⑵①に同じ。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。
⑶～⑮　第１号５⑶～⑮に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⑰～⑱　第１号５⑰～⑱に同じ。

6　Summary
⑴～⑵　The same with notice abobe (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kanda Tax Office (H28) building repair and others construction.
⑷　The same with notice abobe (NO. 1)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 6 February 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 6 February 2017).
⑹　The same with notice abobe (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 10 月 21 日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　名波　義昭
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成28―30年度　宇治川排水機場ポンプ設備工事
⑶　工事場所　高知県吾川郡いの町音竹地先
⑷　工事内容
ポンプ設備　（縦軸斜流ポンプ　12.9㎥／ｓ）１台分
付属設備　１式
⑸　工期　平成31年１月31日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
８）本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部及び機器単体品価格等について見積りを求める工事である。また見積を求めた歩掛については、見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成13年度以降に元請けとして、以下の㋐から㋓に示すポンプ設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成13年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。「自ら製作し、据付した」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプを製作し、設備全体を施工した場合とする。なお、㋐から㋒は同一工事であること。
㋐　陸用ポンプであること。
㋑　ポンプ形式が斜流ポンプであること。
㋒　１台当たりのポンプ吐出量が6.5㎥／ｓ以上であること。
㋓　揚水又は排水を目的としたポンプ設備の施工実績があること。
また、上記において、製作とその据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。準備期間を含まない専任期間としては、平成30年１月上旬から平成31年１月下旬までを予定している。
１）機械工学、電気工学又は建築学に関する学科を卒業後、所定の実務経験を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
２）平成13年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成13年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有していること。なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。